

Title	ビスマルクとカヴール (第一回)
Sub Title	
Author	林, 毅陸
Publisher	三田学会
Publication year	1909
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.1, No.2 (1909. 3) ,p.229(95)- 239(105)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19090301-0095

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ビスマルクとカヴール (第一回)

林 毅 陸

(二)

伊太利及獨逸の統一は近世史上の二大壯觀にして、此事業の遂行者たるカヴール及ビスマルクは實に外交界の二大巨人たり。光彩陸離たる其事業は殆ど目を眩するに足り、縦横限り無き其術策は之を究めんとするも究め難からんとす。然も大體に於て此二大外交家の事蹟は殆ど其揆を一にし、類似の點は甚だ多し。共に國民主義の大運動に乗じて政治地圖の改造を行ひたるなり。共に塊地利を敗りて祖國の統一を圖りたるなり。共に其手段として巧妙なる外交を用ゐたるなり。然れども更に一步を進めて仔細に彼等の爲せる所を點檢すれば、各特色を異にする所あり。即ち其主要の點に就いて比較を試むるは必ずしも無益に非ざるべし。吾人は先づ伊太利及獨逸の國情の相違を一言せざる可らず。統一前の伊太利は

88

メロテルニヒの言ひしが如く地理的名稱に過ぎずして政治上に於て伊太利なる

96 者全然存在せざりしなり。ロムバルド、ヴェネチアが奥領なるは言はずもあれ、法王領サルデニア王國、ネーブルス王國、タスカニー大公國、バルマ公國、及モデナ公國等は皆分立して其間に連絡なく、且サルデニアのサヴォイ王家以外の王公は皆外國出身にして、伊太利の獨立には毫も同情を有せざるのみか、タスカニー公及モデナ公の如きは奥皇室の親族なるを以て、寧ろ其傀儡と爲つて獨立運動を妨げんと欲したり。さればカザールの屬するサルデニアは至伊太利の愛國者に因て唯一の國民的王國と認められ、皆之を中心として其指導の下に至伊の獨立及統一を實行せんと欲したり。獨逸は之に反し不完全ながらも一八一五年以來聯邦組織を有し、且一八三三年以來は關稅同盟ツォルラエインなる者起り、自ら統一の基礎を爲せりと雖、聯邦内に於ける奥地利の勢力の強大なるが上に、普魯西、バイエルン、ザクセン其他小國間の嫉妬軋甚しく、ビスマルクの屬する普魯西をして大なる困難を感ぜしめたり。一八四八年巴里の革命の反響として獨逸に國民的統一運動俄然勃興し、獨逸國民議會の開設を見たる時、多數は奥地利を排除し、且普魯西王を世襲皇帝に推舉するに決したりと雖、是れ唯多數愛國者の意思然りしと云ふの

みにして、聯邦諸國政府中主要なる者は決して自ら進んで普魯西の下風に立つを好まざりしなり。

此等の事情より推論する時は、奥地利を排除するの意味に於ては、伊太利を以て困難大なりと謂はざるを得ざるべく、又内部の不和を制するの意味に於ては、獨逸を以て困難大なりと謂はざるを得ざるべし。且奥と對抗するの實力に於てサルデニアは遙に普魯西に劣れるを記せざる可らず。然らば即ちカザールは第一に外國より助力を求むるの策に苦心し、ビスマルクは最も内部の一致を圖るの道に注意したるも亦敢て怪むに足らず。カザールも内部に於て極端なる革命派又は共和論者を抑制するが爲に力を用ゐるを要したりと雖、ビスマルクが聯邦内の諸國に對して取らざるを得ざりし一種の對内外交とは全然趣を異にす。ビスマルクも對列強特に對佛の外交に大に注意するを要したりと雖、期する所は其妨害を避くるに在り。カザールが援助を得んとするとは同じからざるなり。伊太利各地の人民は皆サルデニアを助けんと欲せるも、遺憾なるは其力の微弱なるに在り。普魯西は獨力を以て奥に當るの決心あるも、憂ふべきは聯邦諸國が奥に加擔する

事と外よりの妨害とに在り。サルデニアは外援を得るが爲に國內の反對を排して多少の犠牲を拂ふを忍ばざる可らず。普魯西は内部の一致確實ならんには強ひて國外の報酬要求者に従順なるを要せず。カザールとビスマルクとの立場の異なる所以で知るべし。請ふ之を序論と爲して次節に移らん。

(二)

カザールが塊に當るの準備として列強特に英佛の同情及助力を得るに苦心したるは歴史上明白の事實なり。彼が英國流の立憲政治を自國內に實施するに努めたるは其本來の性質上之を愛し且之を以て眞實自國に必要なりと認めたるが上に依て以て英佛の同情を引くの意味をも含みしと敢て疑を容れず。又英佛二國と通商條約を結ぶに當り(一八五一年)之に有利の條件を與ふるに同意したるは、サルデニアと英佛とを先づ經濟的に結合し之を政治上に利用するの目的に出でしなり。當時塊相シュワルツェンベルヒは評して曰く、『サルデニアは其通商政策に依て伊太利の爲に英國の後援を買はんとす』と。カザールも亦自ら辯明して曰く、『佛蘭西より少なくとも無形の援助を受くるを要すべき事件生ずるやも測り難

し。之に對しては予竊に思ふに佛蘭西と好關係を結ぶこと細心にして我國の利益なるべし。是れ吾人が經濟上の得失を第二位に置きたる所以なり。佛蘭西との親善なる關係を固くする此條約に同意したるは政治上の意見に依るものなり』と。以てカザールの政策の如何を知るに足るべし。後クリミア戦争破裂するに及び議院内并に同僚間の反對にも拘らず、斷然英佛と同盟するに決し、之が爲には外相ダボルミダを罷めて自ら之に代るすら爲せるは(一八五五年)其意固より對塊戦争の準備を爲すに在り。クリミア戦争後の巴里公會に於て彼が伊太利問題を提起し列國の注意を促したるは人の普く知る所なり。要するにカザールの政策の眼目は常に英佛の同情及助力を求むるに在りたり。既にしてプロムビエールに於てナポレオン三世と秘密會見を爲し(一八五八年)宿昔の希望を達するや、猶之が報酬として佛帝にサヴォイ及ニースの割讓を約せざるを得ざりき。此割讓に對し國內に於て大なる反對の有るべきは明白なりしも佛國の援助を得るが爲には遂に此犠牲をも忍ばざるを得ざりしなり。

99 ナポレオン三世は複雑なる内外の事情の爲に其對伊政策をして終始一貫ならし

100 　　むるを得ず、半途に於て伊太利人の失望及怨恨を買ひたると多しと雖、サルヂニアがロムバルデーを得(一八五九年)たるは、専ら佛帝援助の力にして、次にカザールが中伊及南伊の合併を斷行し羅馬法王領をすら侵して、憚らざるを得たるは(一八六〇年)一に佛帝を其の『共謀者』と爲せしに因るなり。普墺戦争の際、佛帝よりヴェネチアを奪ふを得たるも(一八六六年)佛帝の盡力に負ふ所多し。英國に至ては一八五八年二月より翌年六月に至る約一年半の間のデルビー保守黨内閣は、伊太利に對して多くの同情を示さざりしと雖、其前後に局に當れるパーメルストン内閣は熱心なる聲援をカザールに與へたり。巴里公會の時(一八五六年)伊太利問題を痛論してカザールの爲に萬丈の氣燄を吐きたるは英國全權クラレンドンなりしなり。四年後カザールが中伊及南伊の合併を大膽に實行して列國の非難を受け、佛國すらも法王に對する關係上公使を召還して表面上非認の風を裝へる時に當り、『人民は壓制者に對して武器を執るの權利あり、従つて斯る人民を援くるは正當なり、……佛露墺普四國がサルヂニア王の行爲を非難せるは十分の理由を有するものに非ず』と斷言し、以てカザールの政策を掩護したるは英國外相ラッセルなり

しなり。要するにカザールの政策は能く豫期の目的を達したる者と謂ふべし。請ふ更に轉じてビスマルクが獨逸統一に於ける苦心の如何にカザールと趣を異にせしかを見ん。

　　シュレスウイグ及ホルスタインの二州を丁抹より奪ふの戦に於て、ビスマルクは極めて辛辣なるの外交政策を行ひ、ガスタイン協約に達する迄其苦心は決して尋常に非ざりしと雖、此場合には彼は墺地利を籠絡して其隨伴者と爲せしが故に、内に於ても、外に於ても、敢て非難の囂々たるを意に介するを要せざりしなり。全獨逸の輿論はビスマルクが二州相續要求者なるアウグステンブルグ公を排斥するを以て民意を無視する非國民的の行爲と爲し、普魯西内に於ても議會は強硬に反對し、ジーベルは政府の政策を評して『普魯西の自殺なり』と斷言し、ツイルヒョッは『二州及其君公(アウグステンブルグ公)の權利を犠牲にするは叛逆なり』と絶叫したるも、ビスマルクは毫も之に耳を藉さず。又ガスタイン協約に依て二州を墺普共有地と定むるや、嘗に獨逸人が一齊に之を非難するのみか英國外相ラッセルは列國間の輿論を代表して『暴力と征服とは是れ分割國の協約の基礎たり、英國政府は

公法の原則并に人民自ら自己の運命を定めんとする正當の要求が此の如く無視せられたるを深く悲む』と言へるも、ビスマルクは唯之を一笑に附するのみ。苟も塊地利を隨伴者と爲せる限り彼は何等顧慮する所あるを要せざりしなり。然れども塊と提携して二州を奪ひ得たる後、更に塊を排して之を全然自國の所領と爲さんとするに當りては、其態度決して同一なるを得ず。獨逸聯邦内には普魯西に反抗せんとせる者少ならず。此等の二等國にして若し塊に合して普魯西に敵對せんには、ビスマルクと云へども之を倒破すること甚だ困難なるべし。且普魯西が獨り不正なる私益を圖らんとするを見ては、列強の態度も大に不安を加ふるに至るべし。而して普魯西に於て若し二州問題の爲に塊と戦を開かんには、内外に於ける上記の不利益は必ず生じ來らざるを得ず。之を以てビスマルクは事實上二州問題が塊普衝突の直接の原因なるにも拘らず、之を以て開戦の口實と爲すを好まず、更に高尚に且壯大なる人氣問題に依て争はんと欲したり。多年來の宿題たる獨逸聯邦制度改革問題は即ち是れなり。普伊同盟條約の商議中伊太利は普魯西がシュレスウイグ、ホルスタインを得伊太利がヴェネチアを得るを基

礎として條約を結ばんと欲したるも、ビスマルクは強ひて之を斥け、條約中には聯邦制度の改革に關する普塊交渉が失敗に歸する時は云々と明記せしめたり。當時ビスマルクが伊國交渉委員ゴヴォーンに語りたる所に曰く『單に二州問題より戦争を破裂せしむるは事頗る易々たりと雖、斯る小問題の爲に斯る大戦争を起すは正に歐洲の非難を招く所以なるべし。之に反し獨逸問題に大規模の且國民的の解決を興へんが爲の戦争ならんには歐洲は之を正當と認むべし』と(一八六六年三月十四日見)。普塊二國は到底聯邦制度問題の爲に大衝突を來すべき運命を有したりとは云へ、ビスマルクが特に之を提起したるは、二州横領の惡名を避くるを以て第一の動機と爲せしこと以て知るべし。要するに聯邦制度改革論を以て塊と争はんに、能く列強并に一般獨逸人の同情を引くを得べしとは、ビスマルクの密に期したる所なり。惡名を避けて好名を取り、利己的野心を蔽ふに公明正大なる聲言を以てす。是れビスマルクのビスマルクたる所以なり。

且彼は聯邦制度改革に關し奇抜なる新案を提出して人心收攬を圖りたり。即ち普通選舉に依る國民議會を召集して新聯邦案を其議に附せんことを發議したり。

104 彼は素と極端なる王権論者にして民主的方策の如きは其決して好まざる所なり。彼は輿論を尊重することを知らず。一八四九年逸獨國民議會が帝冠を普王に捧げんとしたる時の如き、彼は王に向て其行爲を指揮するは王権の侵害なりと唱へ、極力之を罵倒したり。保守主義の奥國政府が二州問題に於てビスマルクと行動を共にしたるは、一に彼を以て同主義者と信ぜしに因るなり。然るに彼は今や突然急激なる民主的改革案を發議す。其真意が唯依て以て一般獨逸人の喝采を博し、其普を去て奥に就くを防がんとするに在るや明なり。形勢更に進みて普奥開戦眼前に迫るや、彼は愈奥を聯邦より排除するの大鐵案を提出すると同時に、其改革案にバイエルン王をして南獨逸の軍隊を統帥せしむるの一項を加へり(北獨逸の統帥者は同よ。普王たる事。)是バイエルンを引いて味方と爲さんが爲なり。彼が奥と大決闘を開始せんとするに當り、獨逸内の一致を得るに苦心せるの跡亦明なるに非ずや。次にビスマルクが普奥戦争の前後列強特に佛國の干渉を避くるに苦心したるは著明の事實にしてライン左岸の獨逸領又は其他の好餌を掲げて曖昧の中にナポレオン三世を操縦すると同時にサドワ役後彼は普王并に軍人派の強硬なる反對

を排して急速に平和を結ばしめたり。當時彼は王を説破するに苦んで一度は憤然自室に退きて暗涙に咽び、又一度は自殺せんとの念をすら起せりとは、彼が其回想録中に記する所なり。而して一旦ニコルスブルグ平和條約の成功を得且南獨逸諸國とも同盟條約を結びたる上の普魯西が敢てナポレオン三世の報酬要求に溫從せざりしは固より其所たり。ナポレオン三世がサルヂニアに向て行ひたる『酒錢政策』を普魯西に適用せんとしたるは、全く其地位の相違を忘れたるに因る。失敗に失敗を重ねて遂に破滅に終れるも洵に已むを得ず。ビスマルクはカザールよりも勇なりしに非ず。普魯西はサルヂニアよりも強かりしなり。